

奨学金名	JEES留学生奨学金(少数受入国)/ JEES Shosu Scholarship		
財団・寄付者	日本国際教育支援協会(JEES)		
目的	我が国が受け入れている留学生のうち、少数受入国出身者で、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。		
給付額	50,000 円/月 (学部)	50,000 円/月 (大学院)	
給付回数	12 回		
奨学金対象期間	2023年4月 から *最長2年間 (標準修業年限内に限る)		
推薦予定人数	若干名		
募集人数	全国15名程度		
応募資格 (全て該当する者)	国籍	下記記載の対象国・地域出身の者・正規生のうち在留資格が「留学」の者	
	セメスター *2023年4月時点	学部生	√2セメ √3セメ √4セメ √5セメ √6セメ √7セメ
		大学院生	修士: √1セメ(学内進学者) √2セメ √3セメ
	博士: √1セメ(学内進学者) √2セメ √3セメ √4セメ √5セメ		
	他奨学金	奨学金受給期間中に重複受給のない者 (ただし、他団体から受ける月額合計が50,000円以下の奨学金は可。その際は他財団等の要項を十分確認すること。) APUから他の奨学金に推薦中でない者	
学業成績	通算GPA・総修得単位数の要件は「 <a href="#">学外奨学金 大学推薦選考について</a> 」を参照。		
その他資格	<p>(1) 2023年4月時点において、正規生として在籍する私費外国人留学生。</p> <p>(2) 採用された場合の受給期間 (休学及び留年期間を除く) が1学年相当以上ある者</p> <p>(3) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他団体から受ける奨学金等の受給月額合計が50,000円以下である者。(貸与型奨学金、学費免除及び一時金は除く)</p> <p>(4) ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれらの活動への意欲のある者。</p> <p>(5) 本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。</p> <p>(6) <u>過去、本奨学金を受給したことがない者。</u></p> <p>(7) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者</p> <p>(8) 対象となる国の出身者で、在留資格が「留学」であること。</p> <p>【対象国・地域】</p> <p>東ティモール、モルディブ、アルジェリア、アンゴラ、エスワティニ王国、エリトリア、カーボベルデ、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マリ、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、リビア、リベリア、レソト、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ公国、エストニア、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コンゴ共和国、サンマリノ、ジョージア、スロベニア、セルビア、トルクメニスタン、バチカン、ペラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、キリバス、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ、ナウル、ニウエ、ニューカレドニア、バヌアツ、バブアニューギニア、パラオ、マーシャル、ミクロネシア、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ベネズエラ、ペリズ、ポリビア、ホンジュラス、イエメン、イラク、オマーン、カタール、クウェート、バーレーン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン</p>		
奨学団体による義務・決まり	<p>【義務】</p> <p>(1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1ヵ月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会へ提出すること。</p> <p>(2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。</p> <p>(3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。</p> <p>(4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により本協会へ報告すること。</p> <p>(5) 受給者は、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答および交流会等に可能な限り参加すること。</p> <p>【奨学金の支給の休止または終了および決定取消】</p> <p>(1) 受給者が大学を長期欠席 (1ヶ月以上) した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、支給期間は延長しない。</p> <p>(2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。</p> <p>①大学を卒業、退学、休学又は留年した場合。</p> <p>②本奨学金受給者の義務を怠った場合。</p> <p>③募集要項の定める事項に該当しなくなった場合。</p> <p>④その他受給者として相応しくないと判断された場合。</p> <p>(3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。</p> <p>【注意事項等】</p> <p>(1) 受給者は原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、上記【奨学金の支給休止または終了および決定取消】に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学金の返還を求める場合がある。</p> <p>(2) 本奨学金採用決定 (本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点) 前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金奨学生として採用された場合は、受給期間終了まで本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。</p> <p>(3) 所属大学の留学制度を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。</p> <p>(4) 特段の理由により2023年5月以降に渡日する場合は、奨学金の支給期間は渡日月からとし、支給期間の延長はしない。</p>		
	選考スケジュール	大学推薦の申請スケジュール	2023年3月15日 (水) 締切 詳細は「 <a href="#">学外奨学金 大学推薦選考について</a> 」を参照。
		奨学金団体への推薦締切	2023年5月下旬頃
	奨学金団体面接	なし	
	採否通知	2023年8月頃	
問い合わせ先	スチューデント・オフィス 学外奨学金担当 メールアドレス: apusch@apu.ac.jp		